

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会正職員募集要項

平成30年6月

平成31年4月1日採用予定の神栖市社会福祉協議会正職員を次のとおり募集します。

1 職種・職務内容

ソーシャルワーカー（地域福祉推進業務及び社会福祉協議会の事務）

2 勤務場所

神栖市社会福祉協議会事務局 神栖本所または波崎支所

（神栖本所：茨城県神栖市溝口1746番地1 神栖市保健・福社会館2階）

（波崎支所：茨城県神栖市土合本町3丁目9809番地158 神栖市はさき福祉センター1階）

3 採用人数及び選考方法

2人程度（筆記試験及び面接試験により選考）

4 受験資格（次のすべてに該当するかた）

- （1）昭和63年4月2日以降に生まれたかた
- （2）社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するかた。あるいは、同資格の取得をめぐし、平成31年2月の国家試験を受験する予定のかた
- （3）普通自動車運転免許を有するかた

※ 次のいずれかに該当するかたは、受験できません。

- ・日本国籍を有しないかた
- ・成年被後見人または被保佐人、もしくは禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでのかた
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したかた

5 試験の方法

（1）第1次試験

区 分		方 法
教養試験 （論文・作文を含む）	高校卒業程度	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について択一式による筆記試験を行います。（120分）
		論文は、社会福祉に関する考え、文章表現力等について試験を行います。800字程度（60分）
		一般性格診断検査（20分程度）

※一般性格診断検査の結果は、最終選考の参考にします。

(2) 第2次試験

区分	方法
面接試験	プレゼンテーション面接または集団面接及び個別面接により、主として人物について評定を行います。
書類選考審査	

6 試験日時及び試験会場（日時・会場は変更する場合があります）

試験区分	試験日時（予定）	試験会場（予定）
第1次試験	平成30年9月2日（日） 受付 9:15～ 9:45 説明 9:50～ 教養試験 10:00～12:00 昼食 12:00～12:50 論文 13:00～14:00 一般性格診断検査 14:15～14:35	神栖市保健・福祉会館 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1
第2次試験	平成30年10月21日（日） 面接試験 （詳しい時間は、第1次試験合格者に連絡いたします）	神栖市保健・福祉会館 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1

7 合格者の発表

試験区分	発表時期（予定）	発表方法
第1次試験合格発表	平成30年9月12日（水）	合格者にのみ通知します。併せて当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験合格発表	平成30年11月7日（水）	受験者全員に郵送で合否を通知します。併せて当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

8 試験結果の開示

開示請求は受験者本人のみとし、希望する場合には、本人が受験票を持って神栖本所事務局へ直接おいでください。電話、郵便、メール等による開示の請求はできません。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表の日から2週間（土・日曜日、休日を除く）	神栖本所事務局
第2次試験	受験者			

9 合格から採用までの経路

合格者は、採用候補者名簿に登載された後、採用決定となります。

なお、採用候補者名簿登載者以外に「補欠合格者」を決定することがあります。補欠合

格者は、補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

採用候補者名簿及び補欠合格者名簿登載の有効期間は、いずれも平成31年3月31日までです。

10 雇用条件

(1) 給料など

神栖市社会福祉協議会職員の給与に関する規程により支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合の給料（基本給）月額は、次のとおりです。

ア 基本給 179,200 円（新大卒の場合）

イ 諸手当（地域手当、通勤手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等）

平成31年2月の国家試験を受験したかたは、合否を確認した上で雇用条件を決定します。資格を取得できなかった場合は、神栖市社会福祉協議会常勤職員就業規則に基づく雇用（資格取得後に正職員採用）となり、給料（基本給）月額は、次のとおりです。

ウ 基本給 162,700 円

エ 諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等）

※上記の内容は平成30年4月現在のものです。

※初任給の決定については、学歴、職歴を加味する場合があります。

(2) 勤務時間など

8時30分～17時15分（うち休憩60分） ※常勤職員は別に規定

勤務は週5日（完全週休2日制）。原則として、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の勤務となりますが、ローテーションによる土曜日勤務、業務の都合による休日勤務があります。

(3) 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用・労災保険、職員の業務中傷害補償（社協の保険）

(4) 試用期間

新たに採用した職員については、採用の日から6カ月間を試用期間とし、この期間中に職員としてふさわしくないと認められるときは、解雇する場合があります。

11 受験申込手続

(1) 提出書類等

ア 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験申込書（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真（裏面に「氏名」を記載）を貼付）1部

イ 受験票用はがき（62円分）1枚

表面に受験者の住所・氏名を記載した郵便はがきを同封してください。後日、裏面に受験番号と試験会場・試験日時等（最終確認用）を印刷して返送します。

ウ 最終学校卒業（見込）証明書 1部

エ 社会福祉士（精神保健福祉士）登録証の写し 資格ごとに1部

オ 受験料 不要

*ア及びイは、ボールペン（消せるボールペンは不可）または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。

*エについて、平成31年2月の国家試験受験予定者は、受験申込書の写し等、受験申込手續完了を証明できる書類を後日提出してください。

(2) 採用試験申込書の請求

採用試験申込書は、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局で配布しているほか、当法人のホームページ (<http://www.kamisushakyo.com/>) から直接ダウンロードできます。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、受験者の氏名・住所（返信先）・連絡先（電話番号）を記載した書面、120円分の切手を必ず同封し、下記の住所までお送りください。

(3) 申込受付期間及び提出方法

平成30年6月18日（月）～7月23日（月）

申込受付は、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとし、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ持参してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、簡易書留等確実な方法でお送りください。

7月23日（月）午後5時までに神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ到着したものに限り受け付けます。

*インターネットによる申込みはできません。

*提出された書類等は返却いたしません。

(4) その他

ア 申込みを受理した受験申込者には、受験票を交付します。

イ 採用試験申込書に写真の貼付がない場合は、受付できません。

1.2 問い合わせ・採用試験申込書請求先

〒314-0121

茨城県神栖市溝口1746番地1（神栖市保健・福社会館内）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 神栖本所事務局（担当：名雪・相良）